令和６年第３回教育委員会定例会議事日程

１　日　時

令和６年３月１日（金）　午前９時３０分から

２　場　所

ふれあいセンター　３階　第四学習室

３　議　事

第１　会議録確認委員の決定

第２　第１１号議案　在日外国人教育基本方針の改正について

第３　第１２号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第４　第１３号議案　島本町スポーツ推進委員の委嘱について

第５　第１４号議案　教職員（一般職）人事について

第１１号議案

在日外国人教育基本方針の改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　６　年　３　月　１　日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

多文化共生の教育をめざして（案）

平成４(1992)年５月制定
令和６(2024)年４月改正

1　はじめに

島本町の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法と世界人権宣言及び国際人権規約等に基づき、すべての人間の基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育を推進し、差別を許さない子どもの育成及び人権教育の推進に努めてきました。

しかしながら、未だに外国人に対する民族的偏見や差別意識が存在し、子どもたちの人権を侵す差別事象や自由な進路選択を阻む排外的な事象、社会の変化による新たな人権問題も生まれています。

これらの問題を解消するために、国においても、持続的可能な開発目標（SDGs）実施指針が策定され、「誰一人取り残さない」という人権尊重に向けた取組の重要性が示されました。

本町においても、すべての子どもたちに対し、お互いの違いを認め合うという人権意識に基づいた国際理解の態度の育成をめざすとともに、共に生きる社会を築くための多文化共生の教育を推進していく必要があります。

以上の認識に立ち、次の基本方針に基づく教育を推進してまいります。

2　基本方針

⑴　すべての子どもたちに、外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちに係る歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、民族的偏見や差別的意識の解消に努めます。

⑵　すべての子どもたちに、異文化についての理解や尊重を促進するための教育及び啓発の取組を推進し、外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちが自らのアイデンティティを肯定的に受けとめるとともに、本名を使用できるような環境づくりに努めます。

⑶　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちが、自ら主体的に将来の進路を選択し、自己実現し得るように、関係諸機関との連携を密にし、適切な進路指導・キャリア教育の取組促進に努めます。

⑷　日本語指導が必要な子どもたちについては、関係諸機関と連携し、日本語及び教科指導等の充実を図るなど、必要な支援やサポート体制の整備に努め

ます。

⑸　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちに対する教育の充実を図るために、教職員研修の充実に努めます。

⑹　すべての子どもたちが、地域社会に参画し共生することができるように、保護者及び地域住民の理解と協力を求められるよう、関係諸機関と連携して啓発活動に努めます。

3　行動計画

⑴　子どもたちの実態の把握に努め、本名の使用ができるように配慮します。

⑵　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちのための教育内容・授業実践の充実を図ります。

⑶　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちのために、交流や学習ができる場の設定に取り組みます。

⑷　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちを支える集団づくりを目指します。

⑸　外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちの進路指導の充実を図るために、多言語進路学校生活サポートガイダンス等の情報提供を行います。

⑹　教職員のための学習会、実践交流会等の充実を図ります。

⑺　日本語指導が必要な子どもや保護者に対して、コミュニケーションが円滑に進むように、必要に応じて通訳等の支援を行います。

⑻　島本町在日外国人教育研究協議会を中心に、大阪府や三島地区の諸組織と連携し、教職員研修や研究会に参加します。

⑼　本町の外国人教育について、広報・啓発活動に努めます。

在日外国人教育基本方針

―主として、韓国・朝鮮人児童生徒の教育―

すべての人間は、等しく基本的人権が尊重され、人権、人種、性別、社会的身分等により、政治的、経済的又は社会的関係において、いかなる差別も受けることがあってはならない。それは、日本国憲法の精神にも明らかである。また、昭和23年（1948年）国連によって採択された世界人権宣言にも、「何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地または他の地位というようないかなる種類の差別を受けることなしに、この宣言に掲げられているすべての権利と自由を享有する権利を有する。」（第2条）、「すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別のなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。」（第7条）、とあり基本的人権を基調とした一切の差別撤廃と法の下の平等が宣言されている。

昭和54年（1979年）、我が国は世界人権宣言に基づいた国際人権規約を批准したが、これによって、人権保障、人権尊重の理念の基づき、教育についてすべての者の権利を認め、諸国民及び諸民族間の理解と友好の促進に教育の果たすべき役割が強調されている。

本町においては、従来から憲法及び教育基本法等に基づき、すべての人間の基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育の推進に努め、差別を許さない児童生徒の育成に努めてきたところである。

しかしながら、今日の日本の社会には、いまだに民族的偏見や差別意識が存在する。それは、かつての日本と朝鮮半島をめぐる植民地政策や同化政策等により推し進められた国家政策の結果が大きな原因であると考えられる。

本町に居住している在日外国人韓国・朝鮮人のほとんどが戦前・戦中における政策によって、強制連行されたり移住を余儀なくされた人、さらに独立後の祖国に生活基盤が得られないため引き続き日本に在住せざるを得なかった人とその子孫であると考えられる。したがって、在日韓国・朝鮮人問題はこうした歴史的背景を無視して考えることができないものである。

以上の観点から、在日外国人教育を推進するに当たっては、在日外国人のうちそのほとんどが韓国・朝鮮人の児童生徒であり、その大半が日本の学校に日本名で通学し、我が国の文化や歴史を学習している現状を正しく受け止める必要がある。そして、すべての児童生徒に在日韓国・朝鮮人問題に関して正しく認識させ、在日韓国・朝鮮人児童生徒に民族的自覚や誇りを持たせるとともに、主体的に生きる力を身に付けさせ、本名を名のり、呼ぶことができるような教育の営みが求められている。

そのためには、人権尊重を基盤とした教育が推進されているかを常に問い直し、日常的な取り組みによって児童生徒を真に民主的で国際感覚豊かな、そして連帯感あふれる人間に育成するよう努めることが大切である。

以上の認識に立って、次の諸事項を在日外国人教育の基本方針とする。

(1) 在日外国人とりわけ韓国・朝鮮人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、主体的に生きる力が身に付くよう指導に努める。

(2) すべての児童生徒に在日韓国・朝鮮人問題を正しく認識させ、少数の韓国・朝鮮人児童生徒を支える集団づくりに努める。

(3) 在日外国人児童生徒が主体的に進路を選択し、自己実現を図ることができるよう関係諸機関と連携を密にし、適切な指導に努める。

(4) 在日外国人教育の充実を図るため、教職員研修に努める。

(5) 関係部局とも連携し、職員研修を行うとともに、広く町民に対し啓発運動に努める。

平成4年5月制定

第１２号議案

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　６　年　３　月　１　日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

島本町条例第　　号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２４条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第５４条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２４条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

第１２号議案資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　施設の重要事項に関する周知について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるよう所要の改正を行うもの（第２４条関係）。

⑵　特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入及び活用に円滑に対応するため、媒体の種類を示さないよう所要の改正を行うもの（第５４条関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

公布の日（ただし、２⑴については令和６年４月１日）

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
（掲示等）	（掲示　）
第２４条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第２１条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	第２４条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第２１条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第５４条　略	第５４条　略
２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。	２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
（１）　略	（１）　略
（２）　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	（２）　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
３～６　略	３～６　略

第１３号議案

島本町スポーツ推進委員の委嘱について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　６　年　３　月　１　日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か

島本町スポーツ推進委員名簿　(案)

（任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日）

	氏名	住所	就任年月日
1	たばたかなえ 田畑佳苗	島本町桜井五丁目	平成26年9月1日
2	かしわなみね 柏凪音	島本町若山台二丁目	令和3年9月1日
3	つやまさえり 津山紗江里	島本町若山台一丁目	令和3年9月1日
4	こやまたみお 小山民夫	島本町江川二丁目	令和5年10月1日
5	おかだれいじろう 岡田礼二郎	島本町若山台一丁目	令和5年10月1日
6	なかのあき 仲野菊	島本町広瀬五丁目	令和5年10月1日
7	くぼたこうじ 久保田航史	島本町水無瀬一丁目	令和5年10月1日
8	つじてるつぐ 辻輝次	島本町東大寺三丁目	令和5年10月1日
9	よこやまたかゆき 横山貴之	島本町江川二丁目	令和6年4月1日
10	アンデルセン　ピーター	島本町広瀬四丁目	令和6年4月1日

が新規委員

令和6年4月1日現在

第１４号議案

教職員（一般職）人事について

教育長に対する事務委任規則（昭和３４年島本町教育委員会規則第１号）第１条第１項第９号の規定に基づき、議決を求めます。

令和　６　年　３　月　１　日提出

島本町教育委員会

教育長　　中　村　り　か